

第 1 章



計画策定に当たって

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、これら社会情勢の変化と子ども・子育て支援の質・量の不足に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市でも、これを受け、平成27年3月に「島原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、新制度施行後も都市部を中心に待機児童の解消は進まず、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施を決め、令和2年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においては、児童人口の減少もあって、前計画期間中、待機児童が発生することはありませんでしたが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が施行されたことにより、保育環境は大きく変容しています。

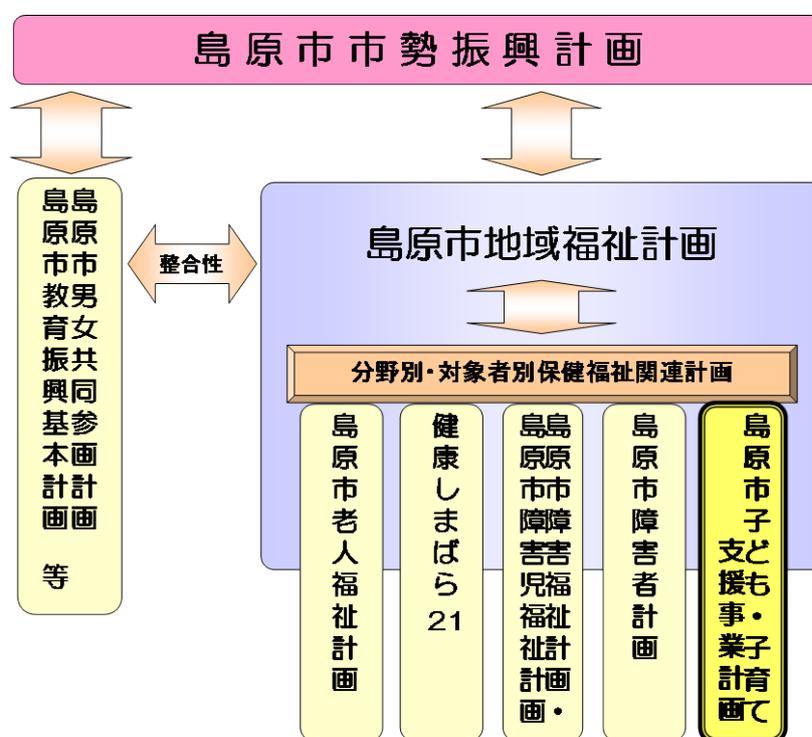
そこで、これらの状況を踏まえつつ前計画を検証し、引き続き計画的に子ども・子育て支援施策を推進するため「第2期島原市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」であり、すべての子どもと子育て家庭を対象として、島原市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を盛り込み策定するものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、市の上位計画である「第7次島原市市勢振興計画」をはじめとする各種関連計画との整合を図りました。



3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

										(年度)
平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
島原市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					第2期島原市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)					

4 計画の策定体制

(1) 島原市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「島原市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 島原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「島原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査期間	平成31年1月8日（火）から平成31年1月25日（金）まで。 ただし、平成31年2月15日（金）到着分までを集計に含めている。	
調査対象	平成31年1月1日現在、島原市内の 就学前児童がいる全家庭の保護者	平成31年1月1日現在、島原市在住 の小学校低学年児童がいる全家庭の 保護者
調査方法	保育所（園）・認定こども園を利用 している家庭は、保育所（園）・認 定こども園を通じて配布・回収。 その他の家庭は郵送による配布・回 収。	小学校を通じて配布・回収
配布数	1,714 件	1,000 件
回収数	1,332 件	996 件
回収率	77.7 %	99.6 %

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月17日から3月9日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

5 前計画の評価

前計画の「第3部 施策の展開」では、4つの基本目標ごとに評価指標と目標値を設定していました。そこで、本計画の策定に先立ち、これら評価指標の目標達成状況を確認し、前計画の評価を行うこととしました。

(1) 基本目標1（子どもが豊かな心を持ち、健やかに育つことができるまちづくり）の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) (3歳児)	97.8% 96.4%	96.1% 95.5%	100.0% 100.0%	—
むし歯がない3歳児の割合	77.8%	81.0%	80.0%	◎
2歳までに*MR1期の接種をしている子どもの割合	97.0%	91.4%	98.0%	↓
就学前までに*MR2期の接種をしている子どもの割合	94.7%	89.0%	98.0%	↓
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	95.3% 94.1%	96.6% 94.9%	100.0% 100.0%	— —
「いじめ」について家庭で話し合うことがある割合 (小学生の保護者)	85.7%	81.7%	90.0%	↓

※麻疹(はしか)と風しん混合ワクチン

※「評価」欄は、「◎」:目標達成、「↑」:基準値から2ポイント以上改善、「—」:横ばい、「↓」:2ポイント以上悪化で表示します(以下同じ)。

(2) 基本目標2（すべての家庭が安心とゆとりを持って、子どもを生き育てることができるまちづくり）の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
妊娠11週以内での妊娠の届け出率	97.4%	95.1%	98.0%	↓
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	70.7% 65.8%	72.4% 62.7%	80.0% 80.0%	— ↓
子育てをする上で、「経済的な負担を感じることがある」と回答した保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	22.2% 23.0%	20.3% 20.5%	20.0% 20.0%	— ↑

(3) 基本目標3 (地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり)の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
島原市は子育てしやすいと思う保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	74.8% 76.0%	74.0% 71.8%	80.0% 80.0%	— ↓
最近の子どもを取り巻く環境の変化について「交通事故や犯罪など危険になった」と感じる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	62.3% 59.5%	60.7% 54.3%	40.0% 40.0%	— ↑

(4) 基本目標4 (心身ともに健やかに思春期をおくり、次代の親として人間性を高めることができるまちづくり)の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
スクールカウンセラーの配置数	7人	7人	充実	—

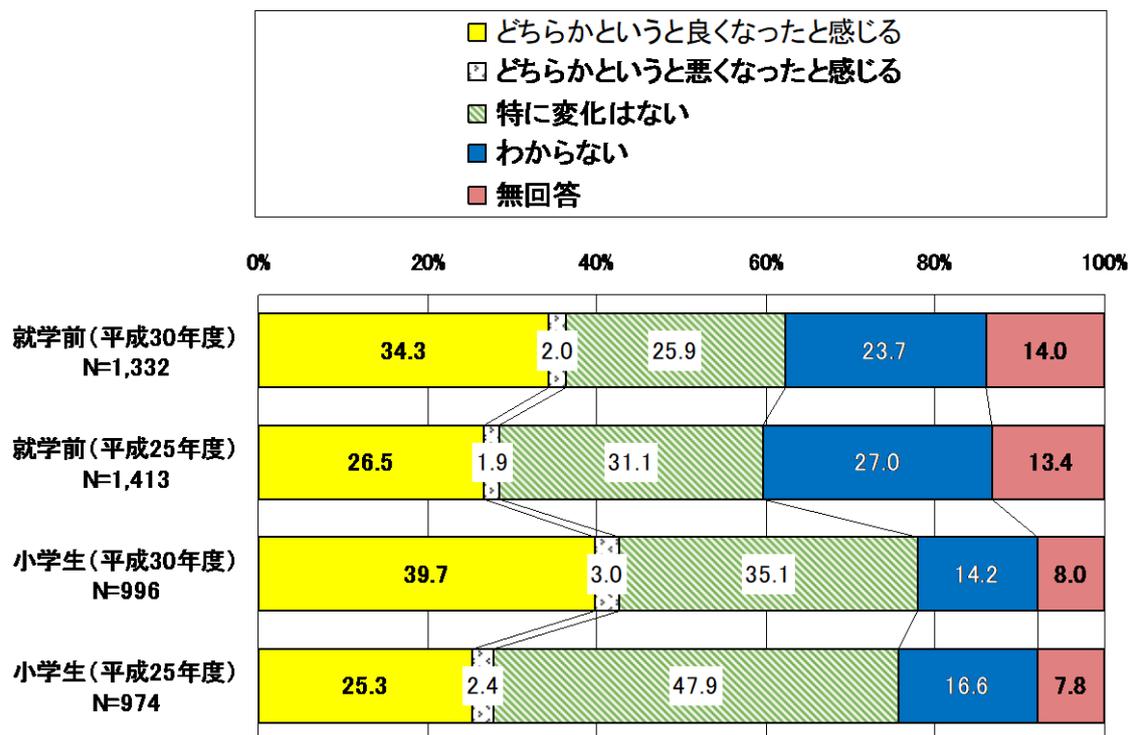
(5) 総括

前計画で設定した評価指標における数値目標の達成状況を見ると、一部で策定時に比べ現状値が良くなっている項目もありますが、数値目標を達成した指標項目は1項目のみで、多くの指標についてはあまり変化が見られず、中には数値が悪化した項目も見られます。

しかし、前計画期間中、市の個々の施策や事業が後退しているわけではありません。また、アンケート調査の結果を見ると、5年前に比べて、市の子育て支援や地域の子育て環境が「どちらかというと良くなったと感じる」と回答した人の割合は、就学前児童の保護者で34.3%、小学生の保護者で39.7%となっており、前回調査結果に比べ、就学前で7.8ポイント、小学生で14.4ポイント高くなっています(次ページのグラフ1参照)。

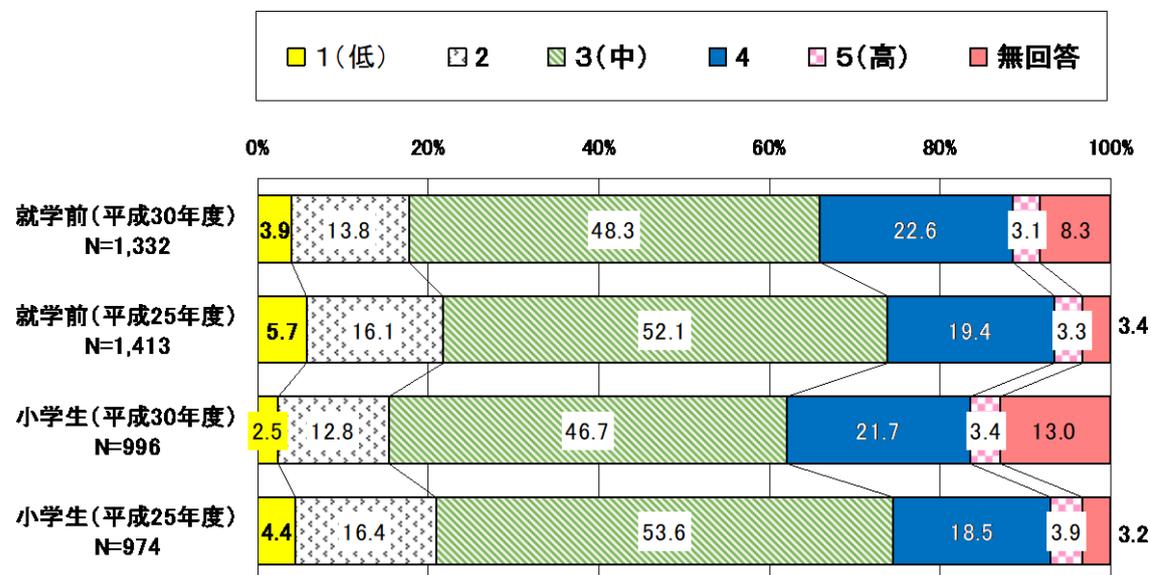
さらに、地域における子育ての環境や支援への満足度についても、就学前、小学生ともに、前回調査結果に比べ、評価「4」の割合がやや高くなっている一方で、評価「1」「2」の割合が低くなっており、全体の満足度はやや上向きと評価できる結果となっています(次ページのグラフ2参照)。

■グラフ1：5年前に比べ、市の子育て支援や地域の子育て環境は良くなったと思うか



資料:アンケート調査結果

■グラフ2：地域の子育て環境や支援への満足度（5段階評価）



資料:アンケート調査結果

6 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしており、全国的に待機児童数が増加する中、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっています。

国では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、平成28年4月から開始した企業主導型保育事業により、平成29年度末までに7万人分の受け皿整備を進め、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図っています。

また、保育の受け皿確保については、今後も女性就業率が上昇し、保育の申込者が増加していくことを踏まえ、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、さらに、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを令和4年度末から2年間前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育の無償化を図ることとし、令和元年10月から保育所や幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に、無償化が実施されています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

一方、就学児童についても、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和3年度末までに約25万人分の放課後児童クラブを整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することとしています。また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上の実施を目指すこととしています。

さらに、令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成29年4月には改正社会福祉法が施行され、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

■子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

年度	法律・制度等	内 容
平成24	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
平成25	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
平成26	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
	放課後子ども総合プラン	平成31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万箇所以上を一体型で実施を目指す。
平成27	保育士確保プラン	待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(～平成31年度)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成28	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人から50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法一部改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
平成29	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など
	新・放課後子ども総合プラン	令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
平成31 令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。